

行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響
調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

令和4年4月18日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和4年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(縦覧の期間等)

第3条 縦覧の期間のうち、行田羽生資源環境組合の休日を定める条例（令和4年条例第1号）第2条第1項に規定する休日は、縦覧を行わない。

2 縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(縦覧の手続)

第4条 縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、縦覧申込書（様式）に必要な事項を記入し、管理者に提出しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第5条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 職員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 管理者は、前項各号に掲げる事項に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の記載事項)

第6条 意見書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提出年月日
- (2) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置又は変更に関し利害関係を有する理由
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略